

# 運輸審議会半年報

平成24年1月～6月

国土交通省運輸審議会

## は し が き

平成24年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

## 運輸審議会半年報

平成24年1月～6月

|     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| I   | 今期の活動概要         | 2   |
| II  | 運輸審議会審議事案等の処理状況 | 3   |
|     | 1 事案処理状況        |   |
|     | 2 その他の状況        |   |
| III | 答申の概要           | 4   |
| IV  | 答申書             |   |
|     | 1 旅客自動車         |   |
|     | 平24第5001号       | サンデン交通株式会社からの一般乗合旅客自動車<br>運送事業の上限運賃変更認可申請について…… |
|     |                 | 6   |
|     | 2 航 空           |   |
|     | 平24第9001号       | スカイマーク株式会社からの混雑空港運航許可申請<br>について……               |
|     |                 | 8   |
|     | 平24第9002号       | エアアジア・ジャパン株式会社からの混雑空港運航<br>許可申請について……           |
|     |                 | 12  |
|     | 平24第9003号       | ジェットスター・ジャパン株式会社からの混雑空港                         |
|     | 平24第9004号       | 運航許可申請について……                                    |
|     |                 | 16  |
| V   | 説明聴取事案          | 21  |
| VI  | 報告聴取等           | 22  |
| VII | 委員の構成等          | 23  |

# I 今期の活動概要

## ■ 概況

今期は、許可等関係が、答申5件（旅客自動車1件、航空4件）、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案の認定2件（旅客自動車1件、港湾1件）であった。

### 1 運賃関係事案

#### ○ 一般乗合旅客自動車運送事業

2月2日に諮問されたサンデン交通(株)の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、2月16日、21日審議の上、同月23日認可することが適当である旨答申した。

長電バス(株)の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、5月31日に説明を聴取し、6月7日に国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案として認定した。

### 2 許可等関係事案

#### ○ 定期航空運送事業

2月14日に諮問されたスカイマーク(株)からの関西国際空港に係る混雑空港運航許可申請事案について、2月28日、3月1日審議の上、同月6日許可することが適当である旨答申した。

2月14日に諮問されたエアアジア・ジャパン(株)からの成田国際空港に係る混雑空港運航許可申請事案について、2月28日、3月1日審議の上、同月6日許可することが適当である旨答申した。

5月15日に諮問されたジェットスター・ジャパン(株)からの成田国際空港及び関西国際空港に係る混雑空港運航許可申請事案について、5月29日、6月5日審議の上、同月12日許可することが適当である旨答申した。

#### ○ 港湾

石川県からの金沢港に係る港湾区域の変更同意申請事案について、6月12日に説明を聴取し、同月19日に国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案として認定した。

### 3 その他事案

#### ○ 報告聴取等

33件の案件について報告の聴取等を行った。

## II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成24年1月1日から  
平成24年6月30日まで)

### 1 事案処理状況

| 区 分                 | 鉄・軌道 | 自動車 | 航空 | 港湾 | 運輸安全 | その他 | 計 |
|---------------------|------|-----|----|----|------|-----|---|
| 答 申 事 案 件 数         | 0    | 1   | 4  | 0  | 0    | 0   | 5 |
| 公 聴 会 開 催 事 案 件 数   | 0    | 0   | 0  | 0  | 0    | 0   | 0 |
| 意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数 | 0    | 0   | 0  | 0  | 0    | 0   | 0 |
| 部 会 審 議 事 案 件 数     | 0    | 0   | 0  | 0  | 0    | 0   | 0 |
| 説 明 聴 取 事 案 件 数     | 0    | 1   | 0  | 1  | 0    | 0   | 2 |
| 事 後 通 知 事 案 件 数     | 0    | 1   | 0  | 0  | 0    | 0   | 1 |

### 2 その他の状況

| 区 分           | 鉄・軌道 | 自動車 | 航空 | 港湾 | 運輸安全 | その他 | 計  |
|---------------|------|-----|----|----|------|-----|----|
| 報 告 聴 取 等 件 数 | 4    | 3   | 3  | 2  | 0    | 21  | 33 |
| 現 地 調 査 件 数   | 0    | 0   | 0  | 0  | 0    | 0   | 0  |

## Ⅲ 答申の概要

今期は、旅客自動車関係 1 件及び航空関係 4 件の合計 5 件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

### 1. サンデン交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者であるサンデン交通株式会社は、山口県下関市他を営業エリアとしているが、輸送需要の減少及び燃料費の上昇傾向等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、平成 9 年 4 月 22 日から実施している現行運賃を改定し、収支の改善を図ろうとして、一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更（対キロ区間制運賃の基準賃率 39 円 40 銭を 45 円 30 銭に改定する等）の認可申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成 24 年 2 月 2 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年 2 月 23 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

### 2. スカイマーク株式会社からの混雑空港（関西国際空港）運航許可申請事案

申請者であるスカイマーク株式会社は、関西（関西国際空港）～札幌（新千歳空港）、関西（関西国際空港）～羽田（東京国際空港）及び関西（関西国際空港）～那覇（那覇空港）間において国内定期航空運送事業を営営するため、本件申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成 24 年 2 月 14 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が関西国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、申請者による当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年 3 月 6 日に申請どおり許可することが適当である旨の答申をした。

### 3. エアアジア・ジャパン株式会社からの混雑空港（成田国際空港）運航許可申請事案

申請者であるエアアジア・ジャパン株式会社は、成田（成田国際空港）～札幌（新千歳空港）、成田（成田国際空港）～福岡（福岡空港）及び成田（成田国際空港）～那覇（那覇空港）間において国内定期航空運送事業を営営するため、本件申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成 24 年 2 月 14 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が成田国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、申請者に

よる当該路線の運航は、低価格な運賃により成田国際空港を拠点とする国内線ネットワークの開設を図ろうとするものであり、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年3月6日に申請どおり許可することが適当である旨の答申をした。

#### 4. ジェットスター・ジャパン株式会社からの混雑空港（成田国際空港及び関西国際空港）運航許可申請事案

申請者であるジェットスター・ジャパン株式会社は、成田（成田国際空港）～関西（関西国際空港）、成田（成田国際空港）～札幌（新千歳空港）、成田（成田国際空港）～福岡（福岡空港）、成田（成田国際空港）～那覇（那覇空港）、関西（関西国際空港）～札幌（新千歳空港）及び関西（関西国際空港）～福岡（福岡空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成24年5月15日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が成田国際空港及び関西国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該申請路線のうち、成田～関西間の路線は、現在、株式会社日本航空インターナショナルが行っている運航を引き継ぐものであり、利用者の利便に適合する輸送サービスの提供が引き続き維持されるものであること、また申請者の当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、低価格な運賃により、一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年6月12日に申請どおり許可することが適当である旨の答申をした。

## IV 答申書

旅客自動車

○国土交通省告示第 49 号（平成 24 年 3 月 6 日）

国 運 審 第 3 1 号  
平成 2 4 年 2 月 2 3 日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

サンデン交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請について

平 2 4 第 5 0 0 1 号

平成 2 4 年 2 月 2 日付け国自旅第 1 4 1 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。



## 主 文

サンデン交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更に  
ついては、次の額を上限として認可することが適当である。

### (1) 下関市内の特定路線

半区190円、1区210円、2区240円、以後1区増す毎に20円加算  
の特殊区間制運賃とする。

### (2) その他の路線

キロ当たり賃率45円30銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最  
初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え2  
0キロメートルまでの間についてはその0.8倍、20キロメートルを超え3  
0キロメートルまでの間についてはその0.7倍、30キロメートルを超える  
部分についてはその0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、  
180円とする。

## 理 由

1. 申請者は、平成9年4月22日から現行運賃を実施しているものであるが、そ  
の後、輸送需要の減少及び燃料費の上昇傾向等により、収支の均衡を保つことが  
困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとし  
て、本申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎と  
なるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における  
適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成24年度の収  
支状況の見通しは、次のとおりである。  
現行運賃による総収入（補助金を含む。）は2,671百万円、適正な運送原  
価は3,070百万円と推定され、差引き400百万円の損失を生ずるものと認  
められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）  
は2,885百万円となり、差引き186百万円の損失を生ずるものと見込まれ  
る。
3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認め  
る。

航 空

○国土交通省告示第 314 号（平成 24 年 3 月 24 日）

国 運 審 第 3 6 号  
平成 2 4 年 3 月 6 日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

スカイマーク株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平 2 4 第 9 0 0 1 号

平成 2 4 年 2 月 1 4 日付け国空事第 3 3 4 7 号をもって諮問された上記の  
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

スカイマーク株式会社の申請に係る関西国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数を40回（うち出発回数32回、到着回数25回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、関西国際空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 現在、関西～札幌間の路線では、全日本空輸株式会社が1日5往復、株式会社日本航空インターナショナルが1日4往復及びP e a c h ・

A v i a t i o n株式会社が1日3往復の運航を、関西～那覇間の路線では、全日本空輸株式会社が1日6往復及び株式会社日本航空インターナショナルが1日4往復の運航を、それぞれ行っている。

申請者によるこれらの路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

なお、関西～羽田間の路線については、短期間（平成24年3月25日から

平成24年4月30日まで)の限定的な運航であることから、航空法第107条の3第3項第2号に掲げる基準に適合するかの判断材料とはしていない。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

別 表

| 路 線                       | 運航回数          | 運航開始日              | 使用航空機の型式           |
|---------------------------|---------------|--------------------|--------------------|
| 関西（関西国際空港）<br>～札幌（新千歳空港）  | 1日2往復<br>（注1） | 平成24年3月25日         | ボーイング式<br>737-800型 |
| 関西（関西国際空港）<br>～羽田（東京国際空港） | 1日1往復         | 平成24年3月25日<br>（注2） | ボーイング式<br>737-800型 |
| 関西（関西国際空港）<br>～那覇（那覇空港）   | 1日1往復<br>（注3） | 平成24年3月25日         | ボーイング式<br>737-800型 |

（注1） 平成24年4月27日以降、1日3往復

（注2） 平成24年4月30日までの運航

（注3） 平成24年4月27日以降、1日3往復

国運審第36号の2  
平成24年3月6日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

エアアジア・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平24第9002号

平成24年2月14日付け国空事第3347号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

エアアジア・ジャパン株式会社の申請に係る成田国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大4,806回にするとともに、30分間の発着回数について6時台から20時台までの間は出発を5回～23回、到着を4回～23回、合計を26回～29回と、また、21時台及び22時台は、A滑走路発着を8回～16回、B'滑走路発着を9回～13回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の保安業務提供時間（環境対策の観点から発着規制をしている空港にあっては利用可能時間）からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 現在、成田～札幌間の路線では、株式会社日本航空インターナショナルが1日3往復、全日本空輸株式会社が1日2往復及びスカイマーク株式会社が1日2往復の運航を、成田～福岡間の路線では、株式会社日本航空インターナショナルが1日3往復、全日本空輸株式会社が1日3往復及びスカイマーク株式会社が1日2往復の運航を、成田～那覇間の路線では、スカイマーク株式会社が1日2往復、株式会社日本航空インターナショナルが1日1往復及び全日本空輸株式会社が1日1往復の運航を、それぞれ行っている。

申請者によるこれらの路線の運航は、低価格な運賃により成田国際空港を拠点とする国内線ネットワークの開設を図ろうとするものであり、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。



別 表

| 路線                       | 運航回数  | 運航開始日     | 使用航空機の型式           |
|--------------------------|-------|-----------|--------------------|
| 成田（成田国際空港）<br>～札幌（新千歳空港） | 1日3往復 | 平成24年8月1日 | エアバス式<br>A320-200型 |
| 成田（成田国際空港）<br>～福岡（福岡空港）  | 1日2往復 | 平成24年8月1日 | エアバス式<br>A320-200型 |
| 成田（成田国際空港）<br>～那覇（那覇空港）  | 1日1往復 | 平成24年8月1日 | エアバス式<br>A320-200型 |

国 運 審 第 7 号  
平成 2 4 年 6 月 1 2 日

国土交通大臣 羽田 雄一郎 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

ジェットスター・ジャパン株式会社からの  
混雑空港運航許可申請について

平 2 4 第 9 0 0 3 号  
平 2 4 第 9 0 0 4 号

平成 2 4 年 5 月 1 5 日付け国空事第 6 5 4 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

ジェットスター・ジャパン株式会社の申請に係る成田国際空港及び関西国際空港を使用して運航を行うことについては、いずれも許可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

### (1) 成田国際空港関係

- ① 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大4,806回にするとともに、30分間の発着回数について6時台から20時台までの間は出発を5回～23回、到着を4回～23回、合計を26回～29回と、また、21時台及び22時台は、A滑走路発着を8回～16回、B'滑走路発着を9回～13回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の成田国際空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の保安業務提供時間（環境対策の観点から発着規制をしている空港にあっては利用可能時間）からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の成田国際空港に係る運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者が運航を行おうとする成田国際空港に係る路線のうち、成田～関西間の路線は、現在、株式会社日本航空インターナショナルが行っている1日1往復の運航を引き継ぐものであり、現在と同等以上の頻度、座席供給量での運航が維持され、利用者の利便に適合する輸送サービスの提供が

引き続き維持されるものである。

また、申請者が運航を行おうとする成田国際空港に係る他の路線については、現在、成田～札幌間の路線では、株式会社日本航空インターナショナルが1日3往復並びに全日本空輸株式会社及びスカイマーク株式会社が1日2往復の運航を、成田～福岡間の路線では、株式会社日本航空インターナショナル及び全日本空輸株式会社が1日3往復並びにスカイマーク株式会社が1日2往復の運航を、成田～那覇間の路線では、スカイマーク株式会社が1日3往復並びに株式会社日本航空インターナショナル及び全日本空輸株式会社が1日1往復の運航を、それぞれ行っている。

申請者によるこれらの路線の運航は、低価格な運賃により成田国際空港を拠点とする国内線ネットワークの開設を図ろうとするものであり、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものである。

これらのこと等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

## (2) 関西国際空港関係

- ① 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数を40回（うち出発回数32回、到着回数25回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の関西国際空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間（環境対策の観点から発着規制をしている空港にあっては利用可能時間）からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の関西国際空港に係る運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者が運航を行おうとする関西国際空港に係る路線のうち、関西～成田間の路線は、現在、株式会社日本航空インターナショナルが行っている1日1往復の運航を引き継ぐものであり、現在と同等以上の頻度、座席供給量での運航が維持され、利用者の利便に適合する輸送サービスの提供が

引き続き維持されるものである。

また、申請者が運航を行おうとする関西国際空港に係る他の路線については、現在、関西～札幌間の路線では、全日本空輸株式会社が1日5往復、株式会社日本航空インターナショナルが1日4往復並びにスカイマーク株式会社及びP e a c h ・ A v i a t i o n株式会社が1日3往復の運航を、関西～福岡間の路線では、P e a c h ・ A v i a t i o n株式会社が1日3往復及び全日本空輸株式会社が1日1往復の運航を、それぞれ行っている。

申請者によるこれらの路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、低価格な運賃により、一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものである。

これらのこと等を勘案すると、本件申請は関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

別 表

【成田国際空港】

| 路線                        | 運航回数          | 運航開始日     | 使用航空機の型式           |
|---------------------------|---------------|-----------|--------------------|
| 成田（成田国際空港）<br>～関西（関西国際空港） | 1日1往復<br>（注1） | 平成24年7月9日 | エアバス式<br>A320-200型 |
| 成田（成田国際空港）<br>～札幌（新千歳空港）  | 1日2往復<br>（注2） | 平成24年7月3日 | エアバス式<br>A320-200型 |
| 成田（成田国際空港）<br>～福岡（福岡空港）   | 1日1往復<br>（注3） | 平成24年7月3日 | エアバス式<br>A320-200型 |
| 成田（成田国際空港）<br>～那覇（那覇空港）   | 1日1往復<br>（注4） | 平成24年7月9日 | エアバス式<br>A320-200型 |

【関西国際空港】

| 路線                        | 運航回数          | 運航開始日      | 使用航空機の型式           |
|---------------------------|---------------|------------|--------------------|
| 関西（関西国際空港）<br>～成田（成田国際空港） | 1日1往復<br>（注1） | 平成24年7月9日  | エアバス式<br>A320-200型 |
| 関西（関西国際空港）<br>～札幌（新千歳空港）  | 1日1往復         | 平成24年8月24日 | エアバス式<br>A320-200型 |
| 関西（関西国際空港）<br>～福岡（福岡空港）   | 1日1往復         | 平成24年8月24日 | エアバス式<br>A320-200型 |

（注1） 平成24年8月24日以降、1日2往復

（注2） 平成24年7月9日から8月23日まで、1日3往復  
平成24年8月24日以降、1日4往復

（注3） 平成24年7月23日から8月23日まで、1日2往復  
平成24年8月24日以降、1日3往復

（注4） 平成24年7月23日以降、1日2往復

## V 説明聴取事案

### ○一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請

| 認定月日 | 申請者      | 事案の内容   |
|------|----------|---|
| 6月7日 | 長電バス株式会社 | <p>現行の基準賃率44円80銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、5キロを超え10キロまではその1倍、10キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.7倍、初乗運賃160円）を、基準賃率50円20銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、5キロを超え10キロまではその1倍、10キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.7倍、初乗運賃170円）に変更</p> |

### ○港湾区域の変更同意申請

| 認定月日  | 申請者 | 事案の内容           |
|-------|-----|-----------------|
| 6月19日 | 石川県 | 金沢港に係る港湾区域の変更同意 |

## VI 報告聴取等

| 年月日   | 事 案 名  | 説 明 部 局         |
|-------|--|-----------------|
| 1月5日  | 平成23年の審議状況について                               | 運輸審議会審理室        |
| 1月10日 | 平成24年度鉄道局関係予算概要について                          | 鉄 道 局           |
| 1月12日 | 平成24年度自動車局関係予算概要について                         | 自 動 車 局         |
| 1月17日 | 平成24年度港湾局関係予算概要について                          | 港 湾 局           |
| 1月19日 | 平成24年度海事局関係予算概要について                          | 海 事 局           |
| 1月24日 | 平成24年度観光庁関係予算概要について                          | 観 光 庁           |
| 1月26日 | 平成24年度航空局関係予算概要について                          | 大臣官房参事官(航空予算担当) |
| 1月31日 | 平成24年度総合政策局関係予算概要について                        | 総 合 政 策 局       |
| 2月7日  | 海上保安庁の課題と対策について                              | 海 上 保 安 庁       |
| 2月9日  | 東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報の改善                | 気 象 庁           |
| 3月8日  | 海上運送法の一部を改正する法律案について                         | 海 事 局           |
| 3月13日 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について          | 海 事 局           |
| 3月15日 | 都市の低炭素化の促進に関する法律案について                        | 総合政策局、都市局、鉄道局   |
| 3月22日 | 船員法の一部を改正する法律案について                           | 海 事 局           |
| 3月27日 | 海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案等について | 海 上 保 安 庁       |
| 3月29日 | 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案について              | 航 空 局           |
| 4月3日  | 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案について           | 自 動 車 局         |
| 4月5日  | 国土交通省海洋政策懇談会報告書について                          | 総 合 政 策 局       |
| 4月10日 | 船員(海技者)の確保・育成に関する検討会報告について                   | 海 事 局           |
| 4月12日 | 国土交通月例経済(H23年12月・H24年1月・2月・3月)について           | 総 合 政 策 局       |
| 4月17日 | 観光立国推進基本計画について                               | 観 光 庁           |
| 4月19日 | 国土交通省における新型インフルエンザ対策及び北朝鮮情勢について              | 大臣官房危機管理官       |
| 4月24日 | 「バス事業のあり方検討会」報告書について                         | 自 動 車 局         |
| 4月26日 | 最近の鉄道技術開発の動向について                             | 鉄 道 局           |
| 5月8日  | 大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会報告書について     | 鉄 道 局           |
| 5月10日 | 消費者庁公共料金に関する研究会 中間取りまとめについて                  | 運輸審議会審理室        |
| 5月17日 | 第9回全国貨物純流動調査(物流センサス)結果について                   | 総 合 政 策 局       |
| 5月22日 | 交通分野における最近の国際政策について                          | 総 合 政 策 局       |
| 5月24日 | 独立行政法人の制度見直しについて                             | 大 臣 官 房         |
| 6月14日 | 節電対策のための企業等の勤務形態変更が鉄道輸送に与えた影響に関する調査の概要について   | 鉄 道 局           |
| 6月21日 | スカイマーク社に対する嚴重注意及び同社の改善計画について                 | 航 空 局           |
| 6月26日 | 港湾における地震・津波対策のあり方について                        | 港 湾 局           |
| 6月28日 | 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法について          | 海 事 局           |



## Ⅶ 委員の構成等

### ○委員

平成24年6月30日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

| 区 分             | 氏 名    |
|-----------------|--------|
| 運輸審議会会長         | 大屋 則之  |
| 会長の職務を代理する常勤の委員 | 上野 文雄  |
| 運輸審議会委員(非常勤)    | 廻 洋子   |
| 運輸審議会委員(非常勤)    | 保田 眞紀子 |
| 運輸審議会委員(非常勤)    | 島村 勝巳  |
| 運輸審議会委員(非常勤)    | 松田 英三  |

(備考)

委員の任命(再任) 保田 眞紀子 委員(平成24年3月2日付け)

### ○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成24年6月30日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

| 区 分           | 氏 名    |
|---------------|--------|
| 運輸安全確保部会部会長   | 上野 文雄  |
| 部会長の職務を代理する委員 | 島村 勝巳  |
| 委 員           | 保田 眞紀子 |
| 専門委員          | 岡本 満喜子 |
| 専門委員          | 河内 啓二  |
| 専門委員          | 酒井 一博  |
| 専門委員          | 高 巖    |
| 専門委員          | 谷口 綾子  |
| 専門委員          | 中條 武志  |
| 専門委員          | 村山 義夫  |

(備考)

専門委員の任命(再任) 7名全員(平成24年4月1日付け)

### ○事案処理職員

平成24年6月30日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

| 官 職                | 氏 名   |
|--------------------|-------|
| 大臣官房審議官(運輸審議会審理室長) | 小橋 雅明 |
| 総合政策局運輸審議会審理室調査官   | 杉山 忠継 |
| 総合政策局運輸審議会審理室課長補佐  | 中山 泰宏 |

運輸審議会半年報

平成24年1月～6月